

障害福祉サービスにおける不適正事例について

- ▶令和6年度、本市の事業所・施設において、
行政処分を行った事例が2件発生しております。
- ▶また、これまでも基準を満たしていないことにより、
多数の過誤調整が発生しております。
- ▶次ページに、本市の事例について記載して
おりますので、各事業者におかれては、
改めて適正な事業運営及び報酬請求を図って
いただくよう確認をお願いします。

令和6年度上半期 行政処分等の状況

行政処分の内容：指定取消

サービス種類	不利益処分の原因（抜粋）	原因となる事実
放課後等デイサービス	不正の手段による指定	虚偽の従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表を作成し、人員配置基準を満たすものとして不正の手段により指定を受けた。
	不正請求	児童発達支援管理責任者欠如減算をしていなかった。
		個別支援計画未作成減算をしていなかった。
	虚偽答弁、監査妨害	基準を満たしていないにもかかわらず、児童指導員等加配加算及び専門的支援加算を請求した。
児童発達支援管理責任者が出勤していないにもかかわらず、出勤していると管理者が監査時、虚偽の答弁をした。		
		監査時、管理者が従業者に対して、児童発達支援管理責任者は出勤していると答弁するよう指示し、監査の実施を妨げた。

※返還命令額

約485万円（不正請求額 約351万円、加算額 約134万円）

行政処分の内容：指定の一部の効力の停止

サービス種類	不利益処分の原因（抜粋）	原因となる事実
障害者支援施設・生活介護	人格尊重義務違反	施設の指導的立場にあった職員が、利用者のこだわりを故意にあおり、利用者を不安定にさせる心理的虐待や、施設職員が、利用者のこだわる行動に対して、強引に制止して行動を制限する身体的虐待など、計27件の虐待があった。
	不正請求	基準を満たしていないにもかかわらず、福祉専門員配置等加算を請求した。
		基準を満たしていないにもかかわらず、人員配置体制加算を請求した。
		基準を満たしていないにもかかわらず、常勤看護職員等配置加算を請求した。
	虚偽答弁、監査妨害	直接処遇職員の配置について、人員基準上必要とされる配置から1割の範囲内での人員欠如があり、本来は減算して請求すべきところ、減算をせず請求を不正に行った。
勤務実態がない事実について、虚偽の報告を行った。		
		法人が行った虐待に関する施設職員への聞き取り調査結果について、理事長及び幹部職員で協議し、虐待に関する聞き取り内容を削除して市に提出した。
		市が実施した職員への聞き取り調査に対して職員に口止め等を指示していないと答弁し、監査の実施を妨げた。

※返還命令額

約4,474万円（不正請求額 約3,196万円、加算額 約1,278万円）

その他（令和5年度の状況）	過誤調整等の数
身体拘束適正化未実施減算	約1,000件
サービス管理責任者欠如減算	約1,100件
サービス提供職員欠如減算	約180件
個別支援計画未作成減算	約200件
定員超過利用減算	約170件